

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和8年3月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託	建設コンサルタント	中央復建コンサルタンツ株式会社	¥59,983,000	3月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	十三大橋長寿命化対策検討設計業務委託	建設コンサルタント	株式会社建設技術研究所	¥116,600,000	3月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和8年度 道路台帳システム保守業務委託	情報処理	株式会社かんこう	¥2,360,600	3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	令和8年度 工事積算システム保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	¥71,720,000	3月26日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
5	令和8年度下水道施設管理（管路・処理場・抽水所等）システムデータ更新に伴う入力業務委託（その2）	情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥4,620,000	3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	—
6	令和8年度公園緑化情報発信事業業務委託	情報処理	株式会社イディー	¥5,989,500	3月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	下水道工事事故に伴う新御堂筋高架橋緊急対応業務委託（緊急）	建設コンサルタント	株式会社建設技術研究所	¥1,177,000	3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G17	—
8	令和8年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託	機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社	¥4,699,200	3月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
9	令和8年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託	施設運転操作管理	グローブシップ株式会社	¥2,365,000	3月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	—
10	令和8年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託	施設運転操作管理	鹿島建物総合管理株式会社	¥4,666,200	3月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	—

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和8年3月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和8年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託	機械設備等保守点検	株式会社日立産機テクノサービス	¥17,270,000	3月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
12	令和8年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託	機械設備等保守点検	株式会社日立産機テクノサービス	¥18,700,000	3月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
13	令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託	機械設備等保守点検	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	¥475,750,000	3月24日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
14	令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託	機械設備等保守点検	月島シエテクノ・メタウォーター・東芝共同企業体	¥718,300,000	3月25日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
15	令和8年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	機械設備等保守点検	日揮株式会社	¥315,700,000	3月19日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
16	令和8年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託	機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	¥3,140,500	3月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
17	令和8年度 大阪市内一円市有地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）測量作業等業務委託（概算契約）	土地家屋調査	公益財団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥69,894,000	3月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称 令和7年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託

2 契約相手方 中央復建コンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東横堀川の水辺空間を対象に、公民連携による持続的な水辺空間利用の推進に向けて、水辺利活用の担い手発掘や地域住民等による利活用のニーズを今後の水辺整備に反映するべく、公民での対話を重ね、新たな社会実験等により利活用に生じる課題を検証するなど、水辺整備に係る調査・検討を実施するものである。

本業務を行うためには、東横堀川及び周辺地域の経過や現状、治水をはじめとした関係計画、水辺空間における利活用制度の現状等を理解したうえで、業務を進める必要がある。また、河川行政だけでなく、公民連携によるまちづくりに関する知識を有し、施策の全体像を総合的に調整しながら立案ができるといった高い技術力が求められる。さらに、多様な立場の人を対象とするため、各々の視点を踏まえて検討する必要もあり、ハード整備への反映や利活用スキームの検討においては、各種法制度などに係る知識も求められる。

以上のことから、高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性などが本業務の成果に直結し、公民連携による持続的な水辺空間利用の推進に向けて、公民での対話の場を企画・運営し、現場条件を踏まえた回遊性向上につながる案内サイン等の検討に加え、提案された利活用ニーズを社会実験において試行・検証するための高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性を活かした提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

建設局測量・建設コンサルタント等公募型プロポーザル方式受託者選定要領に基づく建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の業者が契約予定者として特定された。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署 建設局道路河川部河川課 (TEL: 06-6615-6838)

随意契約理由書

1. 案件名称

十三大橋長寿命化対策検討設計業務委託

2. 契約相手方

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3. 随意契約理由

十三大橋は1932年に建設された、橋齢90年を超える超高齢橋です。詳細検討の結果、本橋は経済性に優れ、社会的影響を抑えられる延命化（長寿命化）対策を実施する橋梁として位置付けられています。

本業務では、橋梁の耐震性能について、動的解析を含む評価手法を立案するとともに、耐震対策工法の選定を行います。あわせて、長期間の施工が見込まれることから、関係機関との協議事項や関連工事の計画を踏まえ、経済性・施工性に優れ、工期短縮も期待できる対策工法を総合的に評価し、最適案を選定します。さらに、選定した対策工法について詳細設計を実施し、施工計画を作成することを目的とします。

十三大橋は、中央径間部と側径間部で上部・下部構造が異なるうえ、全国的にも希少な5連の鋼単純タイドアーチを有する特殊橋梁です。このような特殊構造橋梁を対象とした耐震性能の評価および耐震工法の検討は全国的にも知見が限られており、橋梁構造および耐震対策に関する幅広い専門知識と高度な技術力が求められます。

また、長寿命化対策工事は長期にわたる施工が想定されるため、関係機関協議や関連工事の計画等を考慮し、経済性に優れ、社会的影響を最小化できる施工計画を総合的に策定する必要があります。

以上を踏まえ、本業務は公募型プロポーザル方式により、幅広い知見および高度な技術力を審査したうえで、最も適した事業者を選定しました。技術審査委員会における審議の結果、選定した事業者が契約相手方として最適であると決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結します。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 道路河川部 橋梁課 （電話番号 06-6615-6823）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約相手方

(株) かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号 06-6615-6482）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 工事積算システム保守業務委託

2 契約相手方

富士通Japan株式会社

3 随意契約理由

工事積算システムは、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築したシステムである。

本業務は、工事積算システムの安定的な運用及びシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

また、工事積算システムが大阪市共通クラウド基盤で稼働することに伴い、障害時対応（復旧作業）、環境更新、OS等のパッチ適用等の仮想サーバ環境を保守する業務を併せて行うものとする。

工事積算システムは、富士通Japan株式会社が保有するパッケージソフトを基に、大阪市共通クラウド基盤環境での最適化及びシステム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、大阪市共通クラウド環境への移行作業を行った同社でなければ、工事積算システムの性能の維持継続が不可能であり、他社では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部工務課工事監理担当（電話番号 06-6615-7416）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度下水道施設管理（管路・処理場・抽水所等）システムデータ更新に伴う入力業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、管路・処理場・抽水所の工事完成図書（完工図）や点検調査の結果等の内容を、台帳やGISデータとしてシステムに入力し、シンボルデータ等の記入及び属性の入力・変更から完工図との関連付けまでのデータベース更新を行うものである。

今般、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の業務実施に向け、一般競争入札を実施し、令和8年2月18日に開札を行ったところ、入札不調となった。

現在、再度入札を行うための準備を進めているが、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を含め、業務開始までに約3か月の期間を要するため、令和8年4月1日の業務開始は不可能である。

本市下水道施設の設計および維持管理業務の履行においては、本業務の成果品である管路、処理場・抽水所等のデータベースを用いて実施している。特に、年度当初は、前年度竣工案件の資料が現場から多数提出されるため、令和8年4月1日から履行できなかった場合、データベース更新が遅れることとなり、日々の維持管理業務に支障がある。また、当該データベースの一部は外部向けに公開されているため、更新の遅れは公開データを活用する企業や市民等に影響を与える。

以上のことから、本業務が令和8年4月1日から履行できない場合、市民生活に大きな支障をきたすため、当該契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間（令和8年4月1日～令和8年6月30日）を随意契約するものである。

なお、業者選定にあたっては、現在本業務を履行中であり、作業員の確保等の準備行為期間なしに、円滑に業務を実施することができる上記業者へ随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局下水道部施設管理課（06-6615-7289）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度公園緑化情報発信事業業務委託

2 契約相手方

株式会社イディー

3 随意契約理由

本市では、戦後以降の市街化が進む中、都市公園や街路樹の整備等の公共空間の緑化や民有地緑化を進め、緑の量的拡大を進めてきただけでなく、緑の質的な観点を取り入れた都市緑化を進めてきた。これらの公園緑化に関する取組は、本市の公式ホームページ等で発信されているものの、市民等からは、行政の情報が発信できていない、既存ホームページは公園緑化関係の情報が散在しており探しにくいなど、情報発信に関する要望が多く寄せられており、みどりが持つ豊かさを市民に実感していただくためにも、誰にでも見やすく分かりやすい情報発信が求められている。

このような経過から、本市では、令和 5 年度より公園緑化情報発信事業を開始し、ポータルサイトや SNS を活用しながら、本市公園緑化事業やみどりの魅力に関する情報発信を実施している。

本業務委託は、過年度に引き続き本市の公園緑化に関する効果的・効率的な情報発信事業の実現に向け、ポータルサイトの保守管理、改修、各種運用等を一元的に実施するものである。

ポータルサイトは、過年度より運用及び事業効果分析を行う中で、より効果的な情報発信を行うために、令和 8 年度も継続してさらなる改修、充実化を行う必要が生じている。

ポータルサイトは、株式会社イディーが汎用的な CMS を用いて同社独自の仕様で本市用に設計、開発したものであるが、同社保有の複合的な技術によって独自に開発した機能も含まれていることから、ポータルサイトの改修、充実化等の更新にあたっては、これら独自開発機能も関与し、プログラムを熟知した専門の知識と技術を要することから、開発業者である同社が対応できる唯一の事業者である。また、保守管理にあたっては、独自開発の機能を熟知していなければ、システム障害が発生した場合、同社以外では原因の特定が困難になり、迅速で適切な性能の保証が実現できない。

以上のことから、上記事業者随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号：06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

下水道工事事故に伴う新御堂筋高架橋緊急対応業務委託（緊急）

2. 契約相手方

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3. 随意契約理由

本件は、令和8年3月11日に発生した北区鶴野町周辺における下水道工事事故により、新御堂筋高架橋（既設橋脚 PS-37）に与えた影響を検討するものである。

当該事故により、新御堂筋高架道路及び平面道路について、交通規制（通行止め）を実施しており、車両・歩行者の通行に多大なる影響を及ぼしていることから、至急、安全確認を行い交通解放する必要がある。このため、新御堂筋高架道路の交通開放の判断にあたり、道路管理者より橋脚基礎への影響の有無を示すように求められており、早急に着手し、既設橋脚基礎に与えた影響を照査する必要がある。

上記業者について、現在、道路河川部橋梁課で同種委託を契約中であり、事務所が事故現場（北区）に近く、現状把握ができており、移動・段取り時間を最小化して、迅速に体制が確保できるとの回答を得ており、提示された金額についても見積により妥当性を確認した。過去の実績等に鑑みても当該業者は本件を迅速かつ正確に履行可能であると判断できることから、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

建設局下水道部下水道課（管渠担当）（電話番号 06-6615-7855）

随意契約理由書

1 委託名称

令和8年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（TEL 06-6615-6663）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いて電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も図られることから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当）（TEL 06-6615-6797）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西・四国支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いて電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も高いことから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西・四国支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当）（TEL 06-6615-6797）

随意契約理由書

1 委託名称： 令和8年度 舞洲スラッジセンター
脱水系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方： 株式会社 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由：

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備及び計装設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にするため点検保守後の一貫した責任としての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作及び施工した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を上記業者に業務移管している。

よって、本業務ができる業者は、製造業者から本市へ納入している受変電設備及び計装設備の点検保守業務を移管されている株式会社日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社日立製作所が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計製作した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を株式会社日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設は、本市の各下水処理場で発生した消化汚泥を脱水機で脱水し、脱水した際に生じる脱水分離液に包含するアンモニアを、送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、送水前に低減処理するものである。

本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は、下水道設備業界初の設備であり、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。

スラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水機の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。脱水分離液処理設備も、脱水機の運転変更に従って、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。当該契約相手方以外の業者では、設備や運転に対する独自ノウハウや既往の知見もなく、迅速かつ的確に運転調整を行い、一体管理を行うことは困難である。

当該設備にかかる保守点検業務について、複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約相手方

月島ジェイテクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

3 随意契約理由

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。

本施設は市内の各下水処理場で発生する汚泥を溶融処理し、本市汚泥集中処理システムの中核を成すものである。汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、立型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給等の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されている。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理対象の汚泥性状や負荷は常に変動する。このため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の一連の工程からなる複雑なシステムの個々の工程については元より、システム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の重大焼損事故に発展する可能性があり、燃焼異常等により排ガス処理に影響を及ぼした場合は排出されるガスが規制値を超過するなど、異常の発生が直ちに市民生活に多大な影響を及ぼす。したがって異常時には迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

また運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、安定した施設の運転を確保するため、各設備の日常点検・定期保全点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行うものである。各設備の電気及び機械設備の腐食・磨耗・異常を確認し、機器の測定・調整・分解清掃等を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、また点検結果を基に設計条件に適合した各機器の設定・調整を行い、さらに万一の場合は緊急処置対応を行うものであるが、これらは運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。

あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ効果的に行うことにより施設の安定的な稼動を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を維持する必要がある。

本施設は、機械・電気設備一体の技術をもって月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島ジェイテクノ(月島ジェイテクノメンテサービス(株))」は月島機械、「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝」は東芝インフラシステムズ(株)の事業

14

継承会社)が設計製作及び施工したもので、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が特に必要となる。したがって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには、共同企業体を構成することによって発揮される設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は月島ジェイテクノ・メタウォーター・東芝共同企業体のみであるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称
令和8年度 平野下水処理場汚泥熔融施設運転管理業務委託

2 契約相手方
日揮株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥熔融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥熔融施設は下水処理過程で発生する汚泥を熔融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、旋回熔融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、薬液供給等の各設備から構成され、本市の受泥量や汚泥性状の変化に対応し、かつ、排ガス・臭気等に関する法令基準を遵守できるよう、日揮株式会社が独自に設計製作及び施工したものである。

本汚泥熔融施設は高温・高圧の熔融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・熔融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

熔融炉の燃焼異常等が発生した場合は熔融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥熔融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本施設は日揮株式会社が設計製作及び施工したもので、各設備は互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が必要となる。したがって本業務を安全かつ効率的に遂行するためには設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また業務における責任の一貫性を確保させ性能の保証も担保する必要がある。また、当該設備にかかる保守点検業務について、同社を含むヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署
建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 委託名称

令和8年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場及び庭球場の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティーの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

よって、三菱電機株式会社より事業承継された上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市内一円市有地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）測量作業等業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市が所管する公共用地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）（以下「公有地」という。）において、所管局等が市内各所に点在する公有地の売却、貸付、用地管理などに伴い、建設局へ依頼される用地境界確定及び登記図面作成等について、令和5年度より外部に発注している。

本業務は市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。加えて、公有地は広範囲におよぶことから関係する地権者も多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから特定の個人等に利益を与える行為を行わないよう公平な判断が必要となる。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請は、一般の登記申請とは区別して「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件はその性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を集結・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設置された。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は160名、土地家屋調査士法人は9法人（令和7年9月現在）である。

過年度の本市所管局からの依頼実績は、例年約400箇所におよび、所管局の売却等の進捗状況に応じて作業場所が決定され、年間を通じて随時受付・処理を行っている。

上記法人は、時期や件数、対象規模などが不明確な所管局からの依頼内容に対応できる体制が整っており、なおかつ回答についても早急に対応が必要な場合も迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の法人である。

これらの理由から、上記契約相手方と随意契約するものである。

(参考)

本業務にかかる対象地については、各所属が所管する一般会計の土地とする。ただし、やむを得ず各所属で発注する土地は除く。

【土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抜粋）】

第 63 条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第 34 条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

第 64 条 協会は、前条第 1 項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第 3 条第 1 号並びに同条第 2 号及び第 3 号（同条第 1 号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）】（抜粋） 公益認定

第 4 条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益認定の基準

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課（電話番号：06-6615-6598）